



2017年6月30日

各位

会社名 蝶理株式会社
代表者名 代表取締役社長 先濱 一夫
(コード番号 8014 東証第1部)
問合せ先 経営政策部長 河村 泰孝
(TEL 03-5781-6201)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2017年7月28日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 42,913株
(3) 処分価額	1株につき 2,097円
(4) 処分価額の総額	89,988,561円
(5) 募集又は処分方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 割当ての対象者及びその人数 並びに割り当てる株式の数	取締役 6名 31,469株 執行役員 4名 11,444株
(8) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2017年5月17日開催の取締役会において、中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、当社の取締役（業務を執行しない取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）及び執行役員（対象取締役と併せて以下「対象役員」といいます。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入に関する議案を2017年6月15日開催の第70回定時株主総会に付議することを決議し、同総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して、年額1億円以内の金銭報酬を支給することができることについて、ご承認をいただいています。

なお、本制度を含む当社の新たな役員報酬制度および本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【新たな役員報酬制度の概要】

(1) 新たな役員報酬制度の導入の背景

当社は、役員報酬制度をコーポレートガバナンスにおける重要な事項と位置づけており、取締役の報酬等については、その客観性及び透明性を高めることを目的に、監査等委員会の意見も考慮しながら、取締役会決議に基づき役員報酬制度を決定しています。

2015年6月からコーポレートガバナンス・コードが施行され、「経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期の業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである（補充原則4-2①）」等の指針が出されました。当社は、譲渡制限付株式報酬に関する会社法上の解釈の整理や、税法及び開示に関する諸規制の改正等、本制度の導入に向けた環境整備の状況を踏まえ、譲渡制限付株式報酬を活用した本制度の導入を中心とする、新たな役員報酬制度について議論を重ねた上で、このたび、取締役だけでなく、執行役員も対象にした新たな役員報酬制度として導入を決定しました。

(2) 新たな役員報酬制度の概要

当社の新たな役員報酬の構成は、月次の基本報酬と年次の賞与に加え、譲渡制限付株式報酬の3種類とします。基本報酬の水準については、各役員が担当する役割の大きさとその地位に基づき、従業員とのバランスも勘案の上、その基本となる額を決定しております。賞与の水準については連結の業績及び各役員が担当事業の業績を勘案して決定しております。譲渡制限付株式報酬の水準については各役員が担当する役割の大きさとその地位に基づき決定いたしますが、譲渡制限期間内に所定の業績を達成した場合には、その達成度合いに応じて本割当株式の譲渡制限が解除され、譲渡制限が解除されなかった本割当株式は無償で会社に返還（譲渡）することを定めており、対象役員に対して、所定の業績達成へのインセンティブを付与いたします。年次の賞与を年次インセンティブ、譲渡制限付株式報酬を中長期インセンティブとして、業績連動報酬のウェイトを高めることといたしました。業績連動報酬は業務を執行しない取締役を対象としておりませんが、これは業務執行から独立した立場にあるため、業績連動報酬等の変動報酬は相応しくないという考え方によるものです。なお、役員退職慰労金制度については、2012年6月13日開催の第65回定時株主総会の日をもって廃止しました。

対象取締役の場合、これまでの制度における固定報酬と業績連動報酬の比率は概ね80：20ですが、新たな役員報酬制度においては、中期経営計画「Chori Innovation Plan 2019」（以下、「中期経営計画」といいます。）の業績目標（連結経常利益 2017年度72億円、2018年度78億円、2019年度85億円、累計235億円）を100%達成した場合、固定報酬と年次インセンティブ、中長期インセンティブの比率は1事業年度あたり概ね66：23：11となります。

【本制度の概要】

(1) 本制度の概要

本制度は、対象役員に譲渡制限付株式を付与するために、対象役員に対し、原則として中期経営計画の対象期間の初年度に用途を特定した金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、対象役員に当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を自己株式の処分（以下「交付」といいます。）により保有させるものです。ただし、会社は、対象役員との間で、「3. 譲渡制限付株式割当契約の概要」に記載の内容の譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結し、対象役員は割り当てられた株式（以下「本割当株式」といいます。）を本割当契約に定める一定の期間中は自由に譲渡等を行うことができない（以下「本譲渡制限」といいます。）ものとし、支給対象期間内に所定の業績を達成した場合には、その達成度合いに応じて本割当株式の譲渡制限が解除され、譲渡制限が解除されなかった本割当株式は無償で会社に返還（譲渡）するものといたします。このようにして、対象役員に対して、所定の業績達成へのインセンティブを付与いたします。

(2) 本制度に係る金銭報酬債権の報酬額及び付与株式数の上限

対象取締役を支給する金銭報酬債権の報酬額の上限は1事業年度1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とし、対象取締役が交付を受ける当社株式の総数は1事業年度6万5千株以内とします。

(3) 本制度における譲渡制限付株式1株当たりの払込金額

本制度における譲渡制限付株式1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等、払込期日における当社株式の公正な価格とします。今回は、2017年6月29日（本割当株式に係る割当決議日の前営業日）における東京証券取引所における当社株式の終値である2,097円としております。

(4) 今回の報酬

本制度は、当社の中期経営計画初年度において対象期間に相応した当社株式を一括支給することを原則といたしますので、今回3事業年度分（当社第71～73期事業年度（2017年4月1日～2020年3月31日）に相当する金銭報酬債権89,988,561円、普通株式42,913株を、取締役6名（65,990,493円）、執行役員4名（23,998,068円）に対して、付与いたします。

本自己株式処分は、上記の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、当該金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法により払い込みがなされます。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と取締役6名及び執行役員4名との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間 2017年7月28日(金)～2020年7月15日(水)

(2) 受給資格

対象役員が、支給対象期間である第71～73期事業年度(2017年4月1日～2020年3月31日)中、継続して、当社の取締役、執行役員のいずれかの地位にあること。

(3) 業績達成による譲渡制限解除条件

中期経営計画の計画期間である第71～73期事業年度(2018年3月期決算～2020年3月期決算)に係る有価証券報告書に記載された連結経常利益の合計額が「累計連結経常利益」欄記載の各値に該当する場合、当該値に対応する「解除率」欄記載の割合を割当株式数に乗じた株数(ただし、計算の結果単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)

累計連結経常利益	解除率
0億円未満	0%
0億円以上150億円未満	50%
150億円以上235億円未満	150億円を50%、235億円を100%とした達成率に応じて比例配分
235億円以上 (中期経営計画の業績目標)	100%

(4) 支給対象期間中に、対象役員が任期満了または定年その他の正当な事由により退任した場合の取り扱い

当該対象役員の退任後、当該時点における(3)の業績目標の見込みに基づき算出された株数に、当該対象役員の支給対象期間に係る在職期間(月単位)を36で除した数を乗じた数の株数(単元未満株は切り捨て)について、譲渡制限を解除する。

(5) 当社による無償取得

(2)(3)及び(4)等の理由により、譲渡制限が解除されなかった株式について、当社は当該解除時点後、当該株式を無償で取得することができる。

(6) 株式の管理

割り当てられた株式は、本譲渡制限の履行を担保するため、譲渡制限期間中は、対象役員が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。

(7) 組織再編等における取り扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転契約その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承諾を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点における（3）の業績目標の見込みに基づき算出された株数に、支給対象期間の開始月（2017年7月）から当該承認の日を含む月までの月数を36で除した数を乗じた数（ただし、計算の結果単元株未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、2017年6月29日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第1部における当社の普通株式の終値である2,097円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えています。なお、この価格は東京証券取引所市場第1部における当社の普通株式の1ヶ月（2017年5月30日から2017年6月29日まで）終値単純平均値である2,045円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じであります。）からの乖離率2.5%（小数点以下第3位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じであります。）、3ヶ月（2017年3月30日から2017年6月29日まで）終値単純平均値である1,999円からの乖離率4.9%、及び6ヶ月（2016年12月30日から2017年6月29日まで）終値単純平均値である1,964円からの乖離率6.8%となっていますので、特に有利な価格には該当しないものと考えています。

以上